

各関係機関の長 殿

鹿児島県病害虫防除所長

令和6年度 技術情報第4号(麦類赤かび病)について (送付)

下記のとおり取りまとめましたので、周知及びご指導をよろしくお願いいたします。
なお、本情報は、病害虫防除所ホームページ (<https://www.pref.kagoshima.jp/ag13/kiad/boujosh/index.html>) にも掲載しています。



令和6年度 技術情報第4号

1 対象病害虫 麦類赤かび病

2 対象作物 コムギ, オオムギ

3 発生状況及び情報の根拠

- (1) 令和6年4月下旬に現地からコムギ1件及びオオムギ1件の病害診断依頼があり、赤かび病菌 (*Fusarium*属菌) による赤かび病と同定された。
- (2) 本年は本病の防除適期である開花期以降は、曇雨天が多く、本病の感染に好適な条件が続いており、また降雨のため適期の防除が困難となっている。そのため、県内の一部のほ場で4月中旬から、赤かび病の発生が確認されている状況にある。九州南部の向こう1か月の気温は高く、降水量は平年並みか多い予報であり、今後も本病の発生に好適な条件が続くと予想される。

4 今後、注意すべき事項

- (1) 刈り遅れると、赤かび病菌が産生するかび毒 (DON: デオキシニバレノール) の含有濃度が高くなる傾向にあるため、適期に収穫する。
- (2) 収穫時にはほ場を確認し、赤かび病の発生ほ場で倒伏がみられた場合は、かび毒汚染の可能性が高くなるため、可能な限り他の麦とは分けて収穫する。
- (3) 収穫後、適切な水分まで乾燥する間に、かび毒が産生される場合があるため、収穫した麦は長時間放置することは避け、速やかに乾燥させる。
- (4) 共同乾燥施設においては、荷受時に赤かび病被害粒のチェックを行い、被害粒がみられた場合は、必要に応じてその他の麦とは別に乾燥するなど仕分けを徹底する。

5 参 考

- (1) 平成15年産麦 (オオムギを含む) からは、農産物検査規格のうち食用麦の赤かび病被害粒の混入率が、これまでの1.0%から0.0%に引き下げられた。また、食品衛生法に基づき、コムギについてDONを1.0mg/kgを超えて含有するものであってはならない旨の成分規格が新たに設定され、令和4年4月1日から適用されている (農林水産省 麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針)。